

令和2年12月22日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 峰野 元明

新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」について

標記の件につきまして、神奈川県医師会を通じ案内がございましたので、お知らせ致します。なお、下記のホームページアドレスにてダウンロードできます。

★日本医師会ホームページ
(日本医師会休業補償制度)

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

神奈川県医師会
理事 佐々木 秀弘

新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について日本医師会副会長より別添のとおり通知が参りました。

本制度は、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルス感染症に感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償する制度です。

この度、制度の詳細について案内が参りましたので、お知らせ致します。詳細等については、別添のチラシと下記 URL からご確認ください。

補償金請求の際の提出書類に「休業証明書」があります。会員医療機関が休業（又は外来閉鎖）したことを証明する書面であり、地域の直接的な窓口となる貴会（郡市区医師会）に、「休業証明書」の発行をしていただきたくお願い申し上げます。（なお、本会に問合せがあった場合は、こちらでも発行いたします。）

「休業証明書」のフォーマットについては、後日、日医のHPにて掲載する予定（12月中）でありますので、掲載され次第そちらをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知、そして、休業証明書発行の依頼の際には、ご対応の程お願い申し上げます。

記

■日本医師会 HP（日本医師会休業補償制度）

（「医師のみなさまへ」⇒「新型コロナウイルス感染症」⇒「休業補償制度」）

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

以上

事務担当：地域保健課 代
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：r-dai@kanagawa.med.or.jp

(地 422)

令和 2 年 1 1 月 3 0 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

公益社団法人日本医師会 副会長

今 村 聡



新型コロナウイルス感染症対応『日本医師会休業補償制度』について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、日本医師会会員医療機関向けに新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」を創設いたしました。本制度は、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償いたします。

本制度に関する詳細につきましては、別添のチラシおよび日本医師会ホームページURLをご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 補償対象：日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）
※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

■補償内容：以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ①日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること。
- ②医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）。

③医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること。

■補償金額：休業一時金：100万円（保険期間中1回のみ）

※医業収益・医業外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

■補償対象：日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）

※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

■補償期間：令和3年1月1日から1年間（中途加入も可能です）

■年間掛金：1施設あたり 48,000円

※なお、掛金は厚生労働省が実施している『医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業』の補助対象です。補助申請可能な場合は、事実上負担なしで加入できます。

■申込方法：日本医師会が開設する申込専用 Web ページにアクセスして、申込手続きを行ってください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

■本件に関する問合せ：日本医師会地域医療課（担当：青木・岸）

日本医師会会員の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対応 日本医師会休業補償制度

医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に開院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など継続費用を補償する制度です。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度のポイント

- ① 院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により開院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！
- ② 休診日を含む連続7日以上の開院（もしくは外来閉鎖）を確認された時点で、補償金を請求できます！
- ③ 掛金は税務上損金（経費）であり、厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です。
※申請時期が都道府県ごとに異なりますので、各自治体にご確認ください。
- ④ 本制度は、日本医師会会員が開設または管理する医療機関であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

本制度は、7日以上の開院（もしくは外来閉鎖）で100万円の補償金を受け取ることができる制度です。皆さまの医療機関経営の一部補填金としてご活用ください。

補償対象

加入できる
医療機関等

日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）
※個人・法人ともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

補償内容と補償金額

補償内容

以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。

- ① 日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること
- ② 医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）
- ③ 医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の開院もしくは外来を全面閉鎖すること

補償金額

休業一時金：**100万円**（保険期間中に1回のみ）

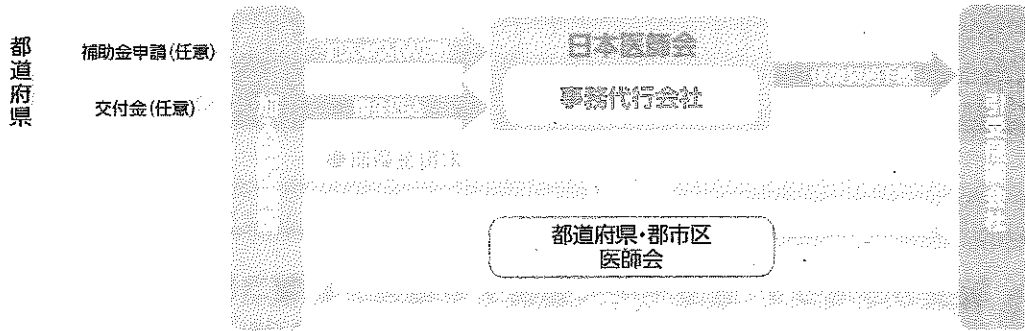
※医療収益・医療外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

保険加入手続き・補償金請求の流れ

医療機関は、日本医師会の指定する申込専用WEBページで加入申込を行い、期日までに日本医師会が指定する口座に掛金を振り込んでいただくことで保険に加入できます。

また、厚労省の交付金である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)のうち「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です。補助申請可能な場合は、事実上負担なしで加入できます。

●加入手続き



※本制度の補償対象施設のうち、医療法上の病院または診療所以外の施設については、厚生労働省補助事業の対象外となります。

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度加入申込みスケジュール

補償期間別掛金表			
補償期間	掛金(1施設あたり)	WEB申込締切	掛金入金締切(*)
1年間	48,000円	2020/12/25 16時	2020/12/28
11ヶ月間	44,000円	2021/ 1/25 16時	2021/ 1/26
10ヶ月間	40,000円	2021/ 2/24 16時	2021/ 2/25
9ヶ月間	36,000円	2021/ 3/25 16時	2021/ 3/26

(補償期間と申込締切スケジュール)

補償期間:2021.1.1～2022.1.1

補償期間:2021.2.1～2022.1.1

補償期間:2021.3.1～2022.1.1

補償期間:2021.4.1～2022.1.1

*掛金のご入金が確認できた時点でお申込み手続きが完了となります。
余裕をもったお申込み手続きをよろしくお願いいたします。

加入申し込み方法

- 加入を希望する医療機関は日本医師会が開設する申込専用WEBページにアクセスして申込手続を実施してください。



※申込専用WEBページは12月初旬に開設予定です。

- その後、加入医療機関は掛金(1施設あたり年間48,000円)を日本医師会が指定する口座にお振込ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009699.html

補償金請求時の書類等

- 以下の4種類の書類をご提出いただけます。
 - ①保険請求書(保険会社所定フォーム)
 - ②新型コロナウイルスの影響を受ける前の2019年度決算書類の写し(法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し)
 - ③消毒費用の領収書写し
 - ④医療従事者が感染(濃厚接触含む)し、休診日を含む7日間以上閉院(外来閉鎖)した事実を都道府県医師会または市区医師会にて証明する書面
- ※医療収益・医療外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

このチラシは、新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度の概要についてご紹介したものです。保険の内容は上記特設サイトをご覧ください。詳細は保険約款によりますが、ご不明の点がございましたら下記のお問合せ先までお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本医師会 地域医療課
〒113-8621
東京都文京区本駒込2-28-16

本制度全般について

Tel:03-3946-2121
mail: jmabi2020@tmnf.jp

加入申し込み方法・
その他事務手続きについて

mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

2020年12月2日

新型コロナウイルス感染症対応日本医師会休業補償制度

■制度の概要

この際、日本医師会会員医療機関向けに新型コロナウイルス感染症対応「日本医師会休業補償制度」を創設しました。本制度は、医師をはじめとする医療従事者、事務職員が新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触をした場合に、一時的に閉院または外来閉鎖を余儀なくされた時の逸失利益や、家賃など世帯費用を補償します。

※ 本HPにて、「休業証明書」の様式（フォーマット）取得リンク開設予定（12月中）

■制度のポイント

- ① 院長のみならず、医療機関に勤務する職員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触により閉院（もしくは外来閉鎖）した場合でも補償されます！
- ② 休診日を含む連続7日以上（もしくは外来閉鎖）を超過された時点で、補償金を請求できます！
- ③ 厚生労働省（厚労省）であり、厚労省の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」の対象です。
- ④ 本制度は、日本医師会会費が明決または滞りする等の状況であれば、対象医療機関の要件や補償金の使用目的は問いません。

※ 本制度は、7日以上（もしくは外来閉鎖）を100万円の補償金を受け取ることを条件とし、補償金の総額が総額100万円を超えない限り、請求額が100万円以下となる場合があります。

■対象施設

日本医師会会員が開設または管理する診療所・病院・健診センター・登録衛生検査所（医師会健診・検査センター含む）
※個人・法人とともに対象。また1法人で複数施設がある場合、施設単位で任意加入可能です。

■補償金額

休業一時金 100万円（保険期間中に1回のみ）
※医療収益・医療外収益・継続収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

■補償金の受取要件

- 以下の3つを満たした場合に、補償金を受け取ることができます。
- ① 日本医師会会員が開設または管理する医療機関に勤務する医療従事者が、新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触すること
 - ② 医療従事者の新型コロナウイルス感染（濃厚接触）に伴い、当該医療機関で外部業者による消毒が行われること（消毒料金の多寡は不問）
 - ③ 医療従事者の新型コロナウイルスの感染（濃厚接触）および消毒の実施に伴い、休診日を含む連続7日（7営業日ではない）以上の閉院もしくは外来を全面閉鎖すること

■加入申し込み方法

以下の申請専用Webページにアクセスして、申込手続きを行ってください。

・日本医師会休業補償制度 申込み受付 [▶](#)

「[こちらから](#)、クリックして申し込みリンクへ

また、入力済みのメールアドレスを作成しましたので、ご案内いたします。なお、申込手続きおよび補金の振込手続きの確認ができれば、ご登録いただきましたメールアドレスへ①「申込受付メール」、②「請求書送付のご案内メール」、③「加入完了メール」をお送りいたします。

<振込先口座情報>

りそな銀行 アース支店

口座名義：株式会社ロボットヘイメント（総代理）

※なお、口座番号は、加入者毎に異なるバーチャル口座となります。振込先情報につきましては、②「請求書送付のご案内メール」にてお知らせいたします。

※本制度を運営するにあたり、当会は、東京海上日動メディカルサービス株式会社、ハイブドビッツ社、ロボットヘイメント社と業務委託契約を締結しております。

■掛金・加入申し込みスケジュール

加入料	加入料	加入料	加入料
48,000円	44,000円	40,000円	
2021.1.1 - 2022.1.1	2021.1.25 - 2021.1.30	2021.2.1 - 2022.1.1	2021.2.1 - 2022.1.1

※基金は、厚生労働省が実施している『医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業』の補助対象です。補助申請可能な場合は、事實上負担なしで加入できます。

■保険加入手続き・補償金請求の流れ



※本制度の対象施設のうち、医療法上の病院または診療所以外の施設については、厚生労働省補助事業の対象外となります。

■補償金請求時の書類

以下の4種類の書類をご提出いただけます。

- ① 保険請求書（保険会社所定フォーム）
 - ② 新型コロナウイルスの影響を受ける前の2019年度決算書類の写し（法人単位、個人事業主の場合は青色申告書の写し）
 - ③ 消毒薬等の領収書等
 - ④ 医療従事者が感染（濃厚接触含む）し、休診日を含む7日間以上開院（外来閉鎖）した事実を都道府県医師会または都市区医師会にて証明する書面
- ※医薬収益・医薬外収益・非薬収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となることがあります。

制度のチラシ

チラシ

■本件に関する問合せ先

- ① 制度全般に関する問合せ 日本医師会地域医療課 (TEL 03-3946-2121)
メールでの問合せ mail: jmabi2020@bnmf.jp
- ② 加入申込方法・その他事務手続きに関する問合せ (メール対応)
mail: 2020jmabi@tokio-mednet.co.jp

[< 感染症関連情報トップへ](#)



公益社団法人 日本医師会
〒113-8621
東京都文京区本町2-28-16

ご意見はこちら

- ホーム
- この日のあなただけ
- 医師のみなさまへ
- 日本医師会について
- 最新情報
- 最新情報
- 日本医師会長からの挨拶
- 医師会紹介パンフレット
- 日本医師会の概要
- 医師会創立記念誌
- 日本医師会の経緯
- 新公益法人制度
- 業務及び財務等に関する資料
- 競争的資金等の適正管理に関

日本医師会休業補償制度 お申込み受付

必要事項をご入力の上、確認ボタンを押してください。 ※入力必須項目の※マークは、必ず入力願います。

会員名(姓) *

日医

会員名(名) *

太郎

医籍登録番号(6桁)

※「医籍登録番号」「会員番号」いずれか必ずご入力ください。

会員番号(10桁)

1234567890

※「医籍登録番号」「会員番号」いずれか必ずご入力ください。
※会員番号(10桁)は、会員ID(日本医師会連合会番号)の10桁の数字(半角で入力)です。
毎月ご郵送させていただいております日医雑誌の宛名シール下部に記載されている、
10桁の数字になります。

医籍登録番号(6桁)または
会員番号(10桁)どちら
かを必ず入力願います。

医療機関名 *

日医クリニック

代表者役職 *

院長

代表者名(姓) *

日医

代表者名(名) *

太郎

補償対象施設名 *

日医クリニック

※複数施設に保険をかけた場合は、お手数料お掛け致しますが、
任意で複数施設での申込み入力をお願いします。

郵便番号 *

119 - 8621

※補償対象施設の住所情報をご入力ください。

補償対象施設名ならびに住所情報は、保険を
かけた施設情報の入力となります。複数施設に
保険をかけた場合は、お手数料ですが施設単位
でのお申込み入力をお願いします。

住所(都道府県) *

東京都

住所(市区町村以下) **

文京区本駒込2-28-16

住所(建物名)

電話番号 *	09 - 3942 - 6137
メールアドレス *	child1@po.med.or.jp (確認用) child1@po.med.or.jp

※ご登録いただきましたメールアドレスに、申し込み手続き完了報告や保険料のお込み内容をお送りいたしますので、お間違いのないようご登録願います。

担当者所属

担当者名 (姓)

担当者名 (名)

保険始期	2021年1月1日
保険終期	2022年1月1日
補償金額	休業一時金100万円 ※医療収益・医療外収益・臨時収益の合計が年間4,000万円を下回る場合は、補償金額が100万円以下となる場合があります。
保険料	48,000円

保険始期・補償金額・掛金（保険料）は自動入力になっております。

重要事項説明書をクリックして、内容を確認して、を押さないと、下記の『確認ボタン』を押すことができません。必ず確認をお願いします。

重要事項説明書 * 重要事項説明書をご確認ください。
※重要事項説明書を閲覧すると「確認」ボタンの押下が可能になります。

確認しました

確認

※すべて入力が終わりましたら『確認ボタン』を押して内容確定となります。

※万一、入力エラーがあると下記メッセージが表示されます。概要箇所をお知らせしますので訂正入力をお願いいたします。

ご入力内容に不備がございます。エラーが発生した項目を修正し、ご確認ください。